

「行政相談委員制度の在り方に関する研究会」（第7回）議事要旨

1 日時 平成21年7月2日（木）10:00～12:00

2 会場 総務省共用会議室1

3 出席者（敬称略）

（構成員）座長 成田頼明（横浜国立大学名誉教授、関東管区局行政苦情救済推進会議座長）

今川 晃（同志社大学政策学部教授）

伊与久美子（元市川市役所総務部長、千葉縣市川市担当行政相談委員）

斎藤 誠（東京大学大学院法学政治学研究科教授）

山岡永知（日本大学名誉教授、東京都杉並区担当行政相談委員）

（総務省行政評価局）関行政評価局長、新井大臣官房審議官、新井総務課長、讃岐行政相談課長、榎本行政相談業務室長ほか

4 議題

報告書（案）についての検討

5 会議経過

(1) 資料説明

(2) 意見交換等

主な意見等は次のとおり。

- ・報告書（案）P20に「行政相談委員制度についても、関係諸制度との均衡の観点と、関係機関等との連携・協力関係の安定を図るため…」との記載があるが、「連携・協力関係の安定」が目的で、「関係諸制度との均衡」は考慮すべき観点なので、順序を逆に記載するべきではないか。
- ・報告書P20等で「苦情救済制度」という言葉が使われているが、聞きなれない表現なので、定義付けされた用語でないならば、一般的な表現とするべきではないか。
- ・報告書P21の「確認訴訟」についてのかっこ書きの記載は、改正を機に主張されているにとどまる内容になっているので、行政事件訴訟法での表現に沿った記載としたほうがよいのではないか。
- ・行政事件訴訟制度や行政不服審査制度について、これほどくわしい記述をしなくてもよいのではないか。
- ・報告書P37に記載されている行政苦情救済推進会議の「見直しの方向」において、同会議を「意思決定を行う機関として制度化し、」と記載しているが、この「意思決定」とは、最終的な自ら勧告するような意思決定なのか、総務省に対して案を示す意思決定なのかがわからないので、もう少し説明が必要ではないか。
- ・民間部門については、委任又は補助の対象となっている事業だけでなく、許認可等の対象となっている事業を公共的・公益的な事業として捉えて許認可「行政」の傘の中で行政相談の対象にしてもよいと思う。過去に実際に取り扱ったものとしては、タクシー事業者の福祉タクシーの運用に関する事例などがある。
- ・報告書P54の「必ずしも総務大臣が委嘱する業務としてではなく、行政相談委員の固有の役割として位置づけることも考えられる。」との記載について、現在法律上の行政相談委員の業務はすべて総務大臣から委嘱された業務であるが、これは、新たにそれとは別の権限を付与するという、かなり大きな検討をしていくということか。また、行政相談委員の特質に関しても「固有のもの」という表現を使っているので、「総務大臣から委嘱される業務」とは別のものをどう表現するか検討が必要ではないか。

- 行政相談委員の名称についてはこのままでよいか。「苦情救済委員」などというのも一つの在り方であるが。
- すでに議論があったように、実際に相談活動で使うときには「なんでも相談」などの愛称をつけており、問題ないのではないか。
- 報告書P80に「地域に伝えていく」との記載があるが、「地域」とは何か。もっと具体的に書いてもいいのではないか。
- 行政相談委員制度は、日本特有のオンブズマン機能を担う制度である。今後、諸外国のオンブズマンとの国際的な交流の推進も必要であり、何か記載を加えた方がよいのではないか。
- 外国に住んでいる日本人に対して、在外公館を通じてのパンフレット交付等の広報をしていないのか。印鑑証明の交付や教育の問題などで在外日本人が困ることがあると聞くので、インターネットでコミュニケーションがとれる時代でもあり、行政相談のような制度があることを知ると助かると思う。
- 今回の研究会の結果を受けての、今後の制度改正等のスケジュール等についてはどのようなになっているのか。
- 行政相談委員制度自体が国民の間で広く知られているとはいえないから、今回の研究会報告書が出ると国民の新たな注目を引くことになるのではないか。

報告書(案)については、各委員の意見を整理して文章を修正し、各委員の確認を経た上で、最終的なとりまとめは座長に一任されることとなった。

以上